

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事概要

日 時 平成26年3月6日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

司会者 高山光明（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

裁判官 半田靖史（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

検察官 中川知三（前橋地方検察庁検事）

弁護士 平井優一（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 70代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 50代 女性（以下「7番」と略記）

議事要旨

司会者

前橋地方裁判所の刑事1部というところの裁判長をしております高山と申します。本日は、裁判員の御経験者の皆様方、大変お忙しい中、裁判所のほうにお時間を割いてお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。今回の「裁判員経験者の意見交換会」の趣旨でございますが、やはり裁判員裁判というもの、裁判官それから国民の皆様方との共同作業ということで、そのためには国民の皆様方が裁判の審理の内容を十分理解し、また、評議の場で御自分の意見を自分たちの市民感覚に基づいてしっかり言うことができる、これが絶対に必要な

ことでございます。それらをいかに共同作業がうまくいくかということ、我々も日夜、考えているところでございますけれども、今回、裁判員経験者の皆様方から貴重な御意見をお伺いいたしまして、それを糧ということで十分に吸収して、また、役立ててよりよい裁判員裁判を目指すという、そういう趣旨からこの意見交換会を開いた次第でございます。どうぞ裁判員経験者の皆様方、本当に忌憚のない御意見をおっしゃっていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願います。それでは、今回の意見交換会につきましては、コメンテーターということで前橋地方検察庁から検察官、それから群馬弁護士会から弁護士さん、それからあとは前橋地方裁判所の裁判官1名、コメンテーター、オブザーバーとして参加しておりますので、ちょっと簡単に自己紹介をお願いしたいと思っております。それでは、まず、裁判官からどうでしょうか。

裁判官

前橋地方裁判所の刑事第2部というところで裁判長をしております半田と申します。本日、いらっしゃっている方のうち、お三方とは一緒に評議させていただきました。

司会者

では、検察官願います。

検察官

前橋地方検察庁の検事の中川といいます。よろしく願います。私は、前橋地検に来てから2年になるのですが、これまで5件の裁判員裁判に関与させていただきました。本日は、率直な御意見をいただければと思っております。よろしく願います。

司会者

それでは、弁護士さんのほうから願います。

弁護士

群馬弁護士会所属の弁護士の平井と申します。裁判員裁判については、私も経

験をさせていただいたことはありまして、最近はちょっと離れてしまっていますが、皆様方の貴重な御意見をいただければと思っています。よろしくお願いいたします。

司会者

コメンテーターの皆様方には、適宜コメントのほうを承ろうと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。では早速、時間の関係もございまして、意見交換会に入ろうと思っております。まず、裁判員の皆様方がこれまでどのような事件を御担当されて、また、それについてどのような感想をお持ちになったか、全体的な感想ですね、特に事件の関係で悩まれた点ですとか、あるいはこういう点がよかったとか、大ざっぱな感想をまずは一通りお伺いしようと思っております。では、経験者の1番の方の事件は、書類によりますと傷害致死という罪名ということで、被告人が実のお父さんを傷害致死ということで相当回数、多数殴ったりした、そういう暴行を加えてその生命を奪ったという、そういう事件と聞いております。全体的な事件を担当しての感想とか、何か悩んだところとか、そういうところがございましたら、どうぞお願いいたします。

1番

担当した事件が4月だったものですから、かれこれ1年近く経つものですから、記憶をさかのぼりながらちょっと考えてみますと、傷害致死事件でしたが、被告人が既に罪を認めているという事件でございました。量刑を決めるという部分がほとんどの時間を費やしたような形になったと思います。日程的には都合4日ぐらいで済んだ事件でしたので、負担的にはそんなにはなかったのよかったと思います。全体的な感想としますと、後から出てきますが、評議の進め方とかの部分で、実名といいますか、そういうことで議論をするのではなくて、比較的自分でこういうふうに呼んでくださいと、ニックネーム的なことで話を進められたというところは、忌憚のない意見が出たのではないかなという気がしております。判決が出た後、やはり多少、我々はこんなことを判断してもいいのかなというこ

とで、その辺何かちょっと悩ましいところを感じたところがございます。

司会者

ありがとうございました。それでは、裁判員経験者の2番の方でございますが、2番の方の事件、罪名といたしましては、危険運転致死傷という、そういう事件で、交通事故の非常に悪質なものということになります。大変痛ましい事件といえますか、7歳のお二人のお子さんが被害者ということで、お一人が亡くなったという、そういう事件ということです。事実認定上かなり強い争いがあったと、そういう事件というふうにはなっております。では、2番の方、御経験された感想等をお願いします。

2番

私は、結構技術的な仕事をしているものですから、こういう法廷というのは、法律の立場とかそういうのを判断するとか、そういうのは全く経験がありませんでした。そういう意味では、非常に、今まで味わったことのないような世界と、もちろん一般的にした裁判とかそういうのはあるのでしょうかけれども、そういう判断をする立場とかそういう場には全く会うことがなかったし、裁判官の方ともお話しするとかそういうことも今までの私の長い経験の中とか人生の中で、すれ違うこともなかった中で、非常に私自身は大変いい経験をさせてもらったなと思っております。というのは、ちょっと感想になってしまうのですが、全体として要するに量刑とかそういうものはどういうふうに固まっていくのかというのは、全くわからない中で、ただ新聞の報道とかで私たちは見ているだけなのですが、結構法律用語の中にも非常に微妙な言葉があって、それはどこまで適用できるかと、危険なのか危険でないのかとか、「殊更（ことさら）」というのはどういうふうな意味合いを法律的に持っているのかとか、そのあたりについて全くわからない中で、裁判員裁判の中では普通は3日とか4日で終わるということだったので、実は私は7日間かかっています。7日間拘束されて、2週間にわたってスケジュールが拘束されたと思っているのですが、結構長いほうの裁判

員裁判の一つだというふうに後でお聞きしていたのですが、その中で、重ねて申しますように、裁判の人とか、あるいは弁護士がどういう言葉を使いながら組み立てていくのかというのを、そういう意味で非常にいい経験をさせてもらったなと私は思っています。

司会者

ありがとうございます。それでは、経験者の3番さん、それから4番さんは同じ事件を担当されたということで、事件といたしましては、現住建造物等放火という事件ということを知っていますが、お父さんに対する不満などで被告人が自宅というか自室に火をつけたという、そういう放火の事件と聞いております。ただ、なかなか被告人の責任能力といえますか、精神疾患の関係が問題となりました、ちょっと専門的な話になってきますが、心神耗弱かどうかとか、そこら辺のところはかなり強く争われた、そのような事件と聞いております。それでは、まず3番さんの方から、全体的な感想のほうをお願いいたします。

3番

我々の場合は、被告が普通の人間ではないというような、精神的な病気の被告でありました。冒頭は、法廷に立たせていただいたときに、異様な雰囲気だったのでですね。看守4人に押さえられて、よだれを垂らして、うそ、というような感じの被告でした。案の定、2日目から質疑応答というか問答ができなくなったので、裁判を中止にならざるを得なくなって、結論は、17日間ですかね、私たちの拘束は。恐らく裁判員制度というもの、この群馬県で初めてだったのではないかと半田裁判長も言ってました。私たち素人は、その罪を裁くということよりも、この人、大丈夫なのかなという、病気のことと闘うことのほうが何か強かった気がいたしております。

ただ、プロの裁判官さんの3人が、きれいに誘導をしてくれるというのではなくて、私たちの意見を、8人の意見をまともに聞いてくれて、最後にこれこれこうだということを言ってくれたということは、よかったと思っております。裁判

官が一番最後に意見を言うということに感銘いたしました。いろいろあるのですが、ちょっといろいろ出てこないで、4番さん、あつたら。

司会者

では、4番さん、どうぞお願いいたします。

4番

今、お隣の方が言われたのが事件のあれなのですけれども、やはり、事件を起こすという犯罪者ということになると、いずれにしても精神的に、この方に限らず全ての犯罪者はやはり精神的にどこか異常を来して事件を起こすわけですから、そういった人たちの気持ちというのか、心の中を推しはかるのがとにかく、やはり人としてそれを感じるというのは非常に難しいなということがまず一番最初思いました。裁判の流れとしては、テレビなんかではよく裁判のこういう状況をテレビなんかでありますけれども、ドラマであります、一応こういう流れで行くのだなということにはわかってはいるのですが、ただ、それぞれの具体的に、ここはこう、ここはこうと一つ一つ細かく話しながら詰めていくとといいますか、そういうのは実際そこに立ち会ってみないとわからないことですし、いずれにしても、この事に対しては非常にいい勉強になりました。ぜひ、これからの裁判員の方も、こういう裁判員に当たるというのは、確率的には何千分の一だと思うのですが、それに当たった方は、これは天命とといいますか、だと思ってその仕事に当たってもらえたらなど、嫌がらないで。そういう感じを受けました。

司会者

ありがとうございます。それでは、実は、5番の方それから6番の方7番の方は、お三方とも同じ事件を担当されたということで、罪名といたしましては保護責任者遺棄致死罪という、そういう事件でございます。被告人は外国人ということで、亡くなったのは被告人の次女とといいますか、お嬢さん、3歳のお嬢さんということなのですが、要は14歳の長女に3歳の次女の養育を任せたまま被告人が国へ帰ってしまったということで、それが遺棄に当たるかどうかという、そう

いう事件でございます。遺棄に当たるか、当たらないかということで、検察官と弁護人のほうで厳しい対立があったという、そういう事件というふうに聞いております。では、5番さんから、悩まれた点とかいろいろ感想のほうがありましたらどうぞお願いします。

5番

自分が今回やらせていただいた裁判について、まず、裁判員裁判が始まりますという手紙をもらったときに、自分は選ばれないだろうなという感覚だったのですけれども、いざ選ばれてしまって、実際にいい経験をさせていただいたなというのが感想の一つです。事件の内容についてなのですけれども、自分もやはり子供を持つ一家族として、子育ての難しさとかそういうのをいろいろ勉強させられたのかなというところ、あと、普段そんなにニュースとか見ることもなかったのですけれども、裁判とかそういう難しいイメージがすごく強くて、やはり先入観というか、これおかしい話だなと違うバラエティーの番組に回しちゃおうとか、そういう感じだったのですけれども、最近是比较的、積極的にニュースをよく見たり、インターネットの情報収集をしたり、結構今まで見ていなかったというか、違うアングルから見る生活ができてきたのかなという感じではあります。それに関して、本当にいい経験をさせていただいたなというところがあります。

司会者

どうもありがとうございました。では、6番さん、お願いいたします。

6番

私も、全体的な感想としては、裁判員に選ばれてこういういろいろな討論とか来させていただいて、本当に私だけでなく私の家族や子供たち、そして私を取り巻くというか、私と関係しているみんな、いろいろな方たちがすごく興味を持ってくれて、本当に真剣に、私だけでなくみんなが真剣に考えてくれていることというのが、新聞とか報道とかで見るぐらいでは、ああこんなにひどいことがあったのだぐらいに過ぎてしまうことが、もっとより深く興味を持って真剣に考えら

れたということでは、本当にこの裁判員制度というのがあってよかったのかなと思います。それと、私は、実は評議の最終日に本当にこういう気持ちになったのです。それまでは、やはり裁判官の方たちの意見はもちろん、ずっとやられている方たちなので、その方たちの意見と、実際に市民というか私たちの気持ちというのが少し考え方というか、ちょっと違うのかなと思ったときも実はありました。でも、そこでやはり意見を聞いてくれる、本当に自分の思ったことを言っているのですよということで、裁判官の方たちがその気持ちを引き出してくれたというのですか、そういう環境を作ってくださったということが本当に、ここに私が今いるかいなかというのが、全く180度違ったのかなと思います。その言葉を一つ一つゆっくり時間をかけて聞いてくださって、やはり自分たちもたくさん症例を見てきましたと、そういう中で本当に市民の感想というか私たちの気持ちを、感覚というのをもう一度考えさせられたということを書いてくださったりとか、本当に私たちにも寄り添おうとしてくださって、いろいろと本音でといますか、話し合いができたということで、本当にこの制度というものがよかったのだなと思います。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、7番さんですね、よろしく願いいたします。

7番

今回の事件に携わりまして、とても悲しい、本当にかわいそうな事件でした。この事件の詳細を追っていくごとに、その都度その都度、その時々で助けられるチャンスみたいなものがあってもかかわらず、こういう結果になってしまったということに、すごく悲しみを覚えました。また、この内容自体を追っていくことに至りまして、裁判員、補充裁判員の人たちの意見をきちんと、裁判長を始めといたしまして、私たちの意見を本当に尊重してくださって、判決は7年ということで結審したのですけれども、それは私たちの全体の評議として間違っていない

かったというのを感じます。それはなぜかといいますと、最近、最高裁に行ってそれがまた差し戻され、最近、二、三事件見受けられるようになりましたが、私たちの携わった件は間違っていなかったんだと、そういう、本当に本音でその事件の内容をみんなで真剣に取り組んで、本当に社会の仕組みというか、それも含めて社会の仕組みの部分でも考えさせられましたし、国民性の違い、フィリピン人対日本人の余りにも考え方の違うギャップ、そういうもの、国民性というのを痛感いたしました。普通の日本人の感覚は当たり前のことだけれども、やはり外国の考え方というものの余りのギャップの違いに驚きましたし、本当に命の尊さを今回、裁判員として経験させていただくことにとっても感謝しています。最初は、裁判員のお手紙をいただいたときに、え、何で私がということの思いのもとに呼び出し状をいただいて行ったときに、裁判員として選ばれるとは思っていなかったものですから、そのとき驚きました。でも、終わってみますと、この経験は自分の人生にとって本当に貴重な経験をさせていただいたなというのと、裁判所に足を向けるということは多分一生のうちで一度もないだろう、裁判員に選ばれないだろうなというふうに思っていましたので、裁判所というもの自体が遠い存在だったのですけれども、その中の裁判所で働く方々の温かさとか、裁判長を初め、本当に皆さんの思いやりというのを感じましたし、そういう意味で遠い存在だった裁判所が少し身近な存在として受けとめることができました。私にとって、本当に貴重なよい経験をさせていただきました。本当にありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。では、皆様方に一通り全体的な感想のほうをお伺いいたしましたけれども、それでは、さらに各論といいますか個別的なテーマについて御意見のほうを承ろうと思っております。まず、実際の裁判におきましては、まず被告人が法廷に出てきまして、皆様方のいる前で検察官が起訴状を読み上げて、被告人は罪は認める、あるいは認めないとか答弁をするわけなので

すが、それに引き続きまして、実際に証人尋問とかいろいろ話を聞く前に、証拠調べをする前に冒頭陳述ということで検察官と弁護人がそれぞれいろいろなことを話をしたかと思えます。この冒頭陳述といいますのは、これから証拠調べをする前に、検察官と弁護人がそれぞれ考えている事件の全体像や、あるいは皆様方に理解してほしい、わかってほしいと思っている事件のポイントをまずは簡潔に明らかにするという、そういうことを冒頭陳述で行っているわけなのですが、こちらのほうの冒頭陳述、皆様方からしてわかりやすかったか、あるいは改善すべき点があったか、あるいは、それからその後に証拠調べをするわけなのですが、その証拠調べをする際に、その冒頭陳述が役に立ったか、あるいは余りに立たなかったのか、そういうところを皆様方の率直な御感想をお伺いしようと思うところでございます。いかがでしょうか。御意見のある方いらっしゃいましたら手を挙げていただければと思っておりますけれども、わかりにくかった、わかりやすかったとか、そんなようなお話、ございますでしょうか。では、3番の方、お願いいたします。

3番

冒頭陳述で、私たちの裁判のときは、検察官の歯切れのよさでものすごく意味がよくわかったのですね。聞いていて深く納得のできる、歯切れがいいというのか。そして弁護士さんになったときに、たまたまマイクの調子が悪かったのか、本人の声が小さかったのか、私たち6人も後で聞こえなかったよなということで、何を言っているのか全く最終的にわからなかったのですね。これは、終わった後、休憩で言ったらみんな6人同じ意見だったのです。そこら辺のところ、やはりマイクの調子が悪かったとは思えないのですけれども、たまたま被告人も暴れていたし、そのときいろいろあったと言う人も、私たちにしてみると一生に一度の一回だけの経験だったので、もう少しそこは歯切れよく、最低でも聞こえるようにしゃべっていただきたかったというのが感想です。

司会者

ありがとうございます。後で証拠調べのときにも話が出てくるかもしれませんが、本当に聞こえなければこれは話にならないというところがございますので、確かにそこは気をつけなければいけないところかもしれませんね。

3番

半田裁判長さんも、では、そのことは弁護士さんに言っておきますという意見であったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。ほかの皆様方、いかがでしょうか。わかりやすかったか、わかりにくかったか、あるいはその後の証拠調べのときに役に立ったかとか、そのような感じで何か御発言、御意見ございますでしょうか。1番さんの事件というのは、たしか事実関係は争いがなくて、被告人にどういう刑を科すかというところがポイントという、そのような事件だったですね。こちらのほうの資料によりますと、比較的冒頭陳述はコンパクトにまとまっているなという印象をちょっと持ったのですが、何か御感想はございますでしょうか。

1番

そうですね。罪自体は認めていましたので、冒頭陳述で事実関係を把握するには十分足りたなど。ただ、動機の部分についてはちょっと、先ほど意見が出ていましたけれども、どうしてここまで執拗に殴るのかとか、そういう部分の動機については、ちょっとわかりづらい部分があるのかなという感じはありました。

司会者

それは、検察官と弁護士さん両方とも同じような感じ、御感想ですか。

1番

そうですね。事実として事件を認めていますので、それ以上突っ込めないのかなという、何となくそんな感想を持ちました。一般市民とすると、その動機の部分、すごく気になるのだけれどもという感じなのですからけれども。

司会者

ありがとうございます。あとは、2番の方の事件は、交通事故と言ったらちょっとあれかもしれませんが、非常に悪質な交通事故ということなのですが、多分言葉だけ聞いてもわかりにくい、恐らく現場の図面とかそういうものがないと理解できない事件かもしれませんが、そういう点に何か冒頭陳述について、気になった点とかわかりやすかった点とか、そのような点ございますでしょうか。

2番

先ほどちょっと言いましたように、私は技術的な仕事をしていますので、数字とかそういう現象とか、そういったもので積み重ねていていろいろな判断をするのですが、先ほどちょっと感想でお話ししたように「殊更」というのはどういうふうに、例えば争点が「殊更」ということについて大きな点があったと思うのですが、どこまでが「殊更」で、どういう現象を「殊更」と言うのかというところが争点になったと思うのです。そういう意味では、論告のときもそうでしょうし、弁護士側のお話も非常によくわかる、初めての経験でしたから、そういう意味では、どういうのが争点になって何が争われているのかということについては、非常に明確だったなというふうに私は思っています。ですから、進め方として非常に役立ったなと、とにかくそう思っています。

司会者

ありがとうございます。ほかの方もいらっしゃるので、もう少し説明いたしますと、危険運転致死の事件ということなのですが、普通の交通事故よりはずっと悪質な、赤信号を無視して、お子さん2人をはねたという事件なのですが、それが普通の交通事故の事件ではなくて裁判員裁判になるような、より重い事件になるためには「殊更」赤信号を無視したという、そういう「殊更」ということが言えなければいけないという、そういう事件でございます、それで「殊更赤信号は無視した」のだけれども「殊更無視したかどうか」について争うという、そういう非常に強い対立があったと、そういう事件でございます。そういたしますと、5番さん6番さん7番さんが御経験された外国人の事件ですが、こ

こちらのほうの冒頭陳述ですね、やはり「遺棄」の概念が対立になっている事件でございしますが、こちらのほうにつきまして、何か冒頭陳述、わかりにくかったとか、わかりやすかったとか、こういう点を改善すべきか、何か御意見ございますでしょうか。5番さん、よろしいでしょうか。

5番

自分は、冒頭陳述については特に問題はなかったなど、わかりやすい、ある程度、図とかそういうのもありましたし、事件に至るまでの経緯といいますか、内容というのが、よくはっきりわかるような感じだったなと思っています。

司会者

それは、検察官のほうも弁護士さんのほうも同じようにわかりやすかったということですか。

5番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。今、それぞれの事件につきまして、裁判員御経験者の皆様方に一通りといいますか、お話のほう、発言をお願いいたしましたけれども、何か冒頭陳述につきまして検察官、弁護人のほうでいろいろ気になっていることとか、何かございましたらコメントをいただければと思っておりますが、まず検察官のほう、いかがでしょうか。

検察官

皆様のお手元に、必ず冒頭陳述メモというものを配布させていただいているのですが、口頭で説明させていただく内容と、その冒頭陳述メモの内容というのは必ずしも、冒頭陳述メモのほうは、要約してあるものになるのですが、冒頭陳述が終わった後に思い出す、皆様が御参照されて、どういう内容だったのかということを御検討される際に、もうちょっと詳しいほうが良いと思っております。もしくはもう少しコンパクトなほうが思い出しやすいとか、いろいろ

な御意見、御感想があればお聞かせ願いたいと思います。

司会者

今の点、いかがでしょうか。実際、皆様方は、これまではコンパクトにまとまったメモをごらんになりながら、お手元に置きながら検察官のほうがそれなりに詳しい話をするのを耳で聞かれたと思うのですが、その詳細さの程度につきまして、何か気になったこと、もう少し詳しいのがよかった、あるいはもう少し簡単なのがいいとか、いろいろな御意見もあるかと思いますがけれども、何か御意見のある方いらっしゃいますか。もう少し詳しいほうがよかったのではないかと、そんなような御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。あるいは逆に長すぎるといいですか、もう少しコンパクトにまとまったほうがいいのか、そんなような御感想がある方は。特段、皆様方そうすると違和感はなく、あれくらいでいいような、そんなような感じでしょうか。わかりました。では、弁護士さんのほうからコメントあるいは御質問でも結構でございます、何かございましたら。

弁護士

冒頭陳述というと、まず最初に、証拠で明らかにする事実、ストーリーを明らかにするという手続なのですけれども、例えば1番の方の事件では、動機についてわかりづらかったという部分というのは、もしかしたらはっきり証拠上、動機がどういったものかわからない部分ということもあるのかもしれないのですが、最初にわかりづらかったものが審理が進んでいくに連れてわかってきたとか、それから何かわかりづらいということを解消するようなことというのはあったのでしょうか。

1番

最終的には解決しませんでした。私自身はですね。事実は事実として認めてしまっているんで、それ以上、突っ込みようがないというか、ただ、被告人質問等もさせてもらって、生い立ち等何かしらかいま見ればいいなという気持ちで質問させてもらったりしました。非常に見た目とか話し方とか、温厚な方だったも

のですから、その方がどうしてこの執拗な暴力をする、その辺が一般の常識として理解できなかったもので、その辺の動機については最後まで釈然としない部分が残りました。

弁護士

そうすると、そのわかりづらさというのは、その事件については、それ以降の話に御参加するに至って、一つの注目点というか、そういうきっかけにはなったということだったのでしょうか。これから被告人質問とかでも聞いてみたいというようなきっかけになったのかどうか。

1 番

それはございます。そういうことで、評議といいますか審理の中で、こういうことはどうなのでしょうかとということ聞いたところ、裁判長の方から、では直接聞いてみてというような指示がありまして、質問させていただいた覚えがあります。

弁護士

ありがとうございます。

司会者

よろしいですか。それでは、進行の関係もございますので、次に証拠調べについて話を持っていこうと思っています。今、申し上げましたように、最初に検察官と弁護人が冒頭陳述ということで、それぞれこういう点を皆さんに聞いてほしいというところを、まずアピールした上で、それから実際に証拠調べに入ります。証拠調べといっても、大きく分けて2つあるわけですが、1つは大体多くの事件は最初に検察官のほうで、あるいは弁護人さんもあるかもしれませんが、大体検察官のほうを中心に、書類を皆様方に証拠調べをするということで、具体的には証拠書類を読み上げる、あるいはパワーポイントなどを使いまして、写真とか図面などを皆様方にお示しするという、そういうことを主に検察官がやっているかと思えます。これにつきましてですが、証拠書類の調べ方につきまして何か皆様

方から御意見とか御感想、特に最近話題になっておりますが、いわゆる遺体写真ですか、それにつきましても、いろいろ基本的にはこの段階で恐らくパワーポイントなどを使って皆様方に示されることが多いかと思いますが、そういう点も含めて何か皆様方から改善点あるいは気になった点、あるいはよかった点とかそういうのがもしありましたら、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よかった点でも結構ですし、ここはというところがありましたらと思いますけれども。どうぞ、お願いいたします。

3番

証拠調べの中の、検察官のほうですか、ビデオを見させていただいたのですが、あれは本当にリアルに伝わってくるものがあって、我々素人に大変参考になりました。いいことだと思います。

司会者

ビデオというふうにおっしゃられますと、具体的にはどういうビデオ。

3番

ビデオというのですか、取り調べをされている姿ですね、そのときやけどした姿やリアルに写っていたなど。放火をしたときに、ああこういうふうにはやけどをしたんだというのがわかって、それからたまたま私たちの裁判は1年たってからの裁判だったらしいので、風貌が全く変わっていたのです。丸坊主になっていたし、そのときには、ビデオを見せられたときには長髪だったのですよ。やけどをしたというのもいろいろ後に出ていたのですが、それもリアルにわかったので、大変参考になっていいことだと思っております。

司会者

そうですね。わかりました。ありがとうございます。ほかの皆様方で、ここはよかった点、あるいはこれはどうだろうというふうに思う点がもしありましたら、検察官のほうの証拠書類とか、そちらのほうの調べる方になりますけれども。何か御発言とかございますか。最近、やはり遺体写真ということが結構問題に、い

ろいろ裁判所も含めて考えているところなのですが、1番さんの事件も傷害致死という事件で、被害者の方がお父さん、お亡くなりになっているのですが、こちらのほうのお父さんの遺体の写真というのは、これは証拠調べ、実際に法廷でござらんになりましたでしょうか。

1番

亡くなる前の写真だったと思われると記憶していますけれども、病院にかかったときですね。目の周りの黒い映像といいますか、パソコンといいますか画面で見ました。いまだに記憶に残っています。

司会者

やはり精神的な負担とかそちらのほうは、もう1年近くたっているということですけども、いかがですか。

1番

忘れていましたけれども、今でも思い出せば思い出せるというか。

司会者

そうですね。なるほど。わかりました。交通事故の事件は、遺体写真は証拠請求されていなかったはずですので、そうしますと、保護責任者遺棄致死の事件ということで、3歳の女の子が被害者になっている事件がございますが、こちらのほうも、たしか法廷で遺体写真があったかなと思います。何かこれにつきまして今、思っているところ、率直なところをまたお聞かせいただければと思いますけれども、どうでしょうか。では、6番さん、どうでしょうか。

6番

通っていたときは、私はその遺体写真というよりも笑顔の写真、お子さんの写真がやはり夜中に突然あらわれたりとか、何かのときにしっかり鮮明に思い出したりということがあって、本当にかわいそうだったなという思いでした。とにかく、冒頭陳述のことも全てにおいて、やはり裁判官の方たちがとてもわかりやすく、あとは何かあったときにはということを書いてくださったし、その配慮が

すごく私の中で大きかったのかなと思います。検察官の方とか、用意をしてくださるほうの側というよりも、私たちにその前の説明とかということがとても、やはりその心遣いがすごく大きかったので、私たちの心の準備ももちろんできたということだと思います。

司会者

ありがとうございます。今、おっしゃられました遺体の写真よりも、むしろ元気なときのほうの写真ということですかね。

6番

はい。

司会者

3歳の女の子の元気な写真も、要はこういう事件で亡くなる前の元気なころの写真なんか証拠として請求されていた、そちらのほうはむしろ夢に出てくるといふか、そんなようなところでしょうか。ありがとうございます。ほかに皆様方から、検察官の証拠書類の調べ方につきまして、何か気になった点とかございますでしょうか。

4番

証拠書類ということではなくて、私たちの事件は、火災で焼けたところとかそういうのはもちろん見たのですけれども、本人が要するにその事実を全て認めているわけです。やったことについては。だから、そういう物的な証拠は、どちらかといえばそんなに重要というか、ものではなくて、要は、精神的な病気の、それに基づいて心神耗弱であるかないのかという、それがいわゆる争点になるわけです。だから、ほかのことの証拠は、もちろんそれもあるわけですが、我々が考えるのはそこよりもむしろ争点となるのはそこで、要は証拠というのは先生、医師、医師の話なのですね。だから、ものでどうのこのいうのではなくて、先生が要するにこうであったとか、ああであったとかという説明があるわけですね。それをどういうふうに我々が捉えるかということなのですね、要は。そこは、だ

から先生たちがどういうふうの説明して、どういうふう納得させてくれるのかという、そういうところになってしまうのですね。その辺の判断というのはものではないから、非常に難しいということはあると思いました。

司会者

今、まさしく4番さんがおっしゃったように、4番さんのほうの事件は、3番さんも同じですけれども、心神耗弱かどうかという、そのところが争点というふうに聞いておまして、たしか今、おっしゃられましたように専門家の先生といますかお医者さんですかね、精神科の先生が証人として法廷にお越しになっているいろいろな証言をしていただいたということでございますね。かなり専門的な話になったかと思えますけれども、3番さん4番さん、実際に精神科の先生のお話を証言として耳で聞いていただいて、御理解のほうとか、そこら辺のほうはどうだったでしょうか。

4番

話していることは、もちろんそれはわかるのですけれども、本当にという言い方おかしいかもしれないのだけれども、では本当にそのときそういうことだったのでろうかということ、わかるのかなとか、そういうことはやはり思いますね。先生はいわゆる医師という証人というような、ある一定の権力といますか、そういうものを持ってやっているのしょうから、それはそれで採用はされているのしょうけれども、やはりこれは人間が見ていることなので、本当にこのときどうだったののだろうかとか、そういう思いはありますよね、やはり。そのところの判断というのは、こういういわゆる心神耗弱であるかどうかということの判断はすごく難しいし、とって何に頼るかといったら、先生の証言といますか、そういうのに頼らざるを得ないですよ。

司会者

何か専門用語がいっぱい出てきてわかりにくかったとか、そのようなことはございませんでしたか。そこは大丈夫でしたか。

4番

それはないです。

司会者

ありがとうございます。3番さん、何か今ので補足しての御発言ございますか。

3番

たまたま、被告の人が確かに病気だというのはわかりますよね、状況、雰囲気、上辺から見れば。でも、あれって思うことが我々素人から見ても、法廷の中だけでも、あ、普通の人だということが随分あったのですね。最後の判決の日なんか完全にこれは普通の人だよなど。だから、本当にそこら辺のところを最終的に我々素人が懲役何年と決めるのは、本当に心苦しいところがありました。

司会者

ありがとうございます。今、証人尋問とか被告人質問のほうにも話をもっていこうと思っておりますけれども、5番さん6番さん7番さんの事件につきましては、被告人が外国人ということで、かなり多くの証人尋問も行ったわけなのですが、外国人という特殊性もございまして通訳が入る、また、時間も日本人であれば半分以下におさまるところが倍以上かかってしまうという、そういう制約の中、かなり長期間にわたって裁判員裁判行っていたわけですが、何か証人尋問あるいは被告人質問で、ここはちょっとわかりにくいとか改善点とかそういうところ、あるいはここがよかったとか何かそういう点がございましたら御意見を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。7番さん、もし、よろしかったらお願いいたします。

7番

すぐちょっと思いつかないので、申しわけないのですが、証人尋問の改善点ですよね。

司会者

通訳が入っていると、やはり日本人がしゃべってダイレクトに気持ちができる

というのではなくて、どうしてもワンクッション入るといふか、そこら辺のところなどで困ったとか、そんなようなところはございましたか。

7番

通訳の人が日本語を相手の人に話すのと、相手の人が私たちに話すのがとても声が小さいときがありまして、聞き取りにくかった部分もありまして、裁判長がもうちょっと大きい声でなんておっしゃっていただいて、それは改善していただいたのですけれども、それは感じました。どうしても直接の会話ではないので、どうしても通訳が入ってワンクッション入りますから、メモをとっているのですが、その間の時間のタイムラグの難しさみたいなものを見ていて感じました。そういう感じです。

司会者

ありがとうございます。先ほど、声が小さいというお話もありましたけれども、通訳人の声が小さかったという話は確かに私もっと早く気がついて対応すればよかったなというふうに、今ちょっと反省しているところでございますが、どうもありがとうございました。それでは、証拠調べにつきまして、では法律家のほうからコメントあるいは質問のほうをいただこうと思っておりますが、まずは裁判官のほうからいかがでしょうか。今まで出た意見につきまして、コメント等ございましたら。

裁判官

4番の方がおっしゃった件ですね、その火事の燃えた写真のお話と、それから証言の話ですね。検察官には、争いのないところの証拠を出してもらって立証してもらい必要があるもので、一定程度はしっかり出してもらわなければいけないということではあるのです。そういうことで、燃えたところも当然写真で出してくださいませうということになるわけですが、後から振り返ってみますと、どうも争点との比較で言うと、余り関係ないところがやけに手厚いなど、証拠が多いなというふうに振り返ることもあります。今日のお話も踏まえて、そういった点

について協議していきたいと思います。あとは、証言ですか、証言、今回いろいろな事件の資料を見させていただきますと、何人もの証人の方がお見えになって、たくさんいろいろな項目について証言をされたというのが特にその遺棄致死の事件ではあったようですね。そういうものをどのように皆さんの記憶にしっかり残していただいて、またそれを整理して評議に持っていくかというところを工夫しなければいけないなと思っています。ということで、まずは入り口のところで、できるだけ大事なところについて、わかりやすく証言してもらうように準備をするということが大切で、無駄な話が多くなってしまいますと、肝心なところ、何をこの証人がおっしゃったのかということもわからないというようなこともありますので、その点の準備をやはりしっかりやっっていこうと思っています。あと、遺体の関係については、高山裁判長のほうからおっしゃったとおり、十分神経を使って準備していきたいと思っています。

司会者

ありがとうございます。では、検事さんのほうから何かコメント等ありましたら、お願いします。

検察官

お聞かせいただきまして非常に参考になったのは、取り調べのDVDを放映したことにつきまして、3番の方が大変参考になったとおっしゃった点が参考になりまして、もともとは検察官から請求した証拠ではなくて、弁護人のほうから請求してくれた証拠だったものですから、意外だと感じた次第なのです。4番さんがおっしゃっていた点というのは、結局のところ心の問題なので、どういうふうに判断したらいいのかということをおっしゃっているのかと思うのですが、これは非常に難しい問題と我々も認識しておりますので、今後、試行錯誤しながら鑑定医とよくコミュニケーションをとって、わかりやすい立証を目指していきたいと思っております。

司会者

ありがとうございました。それでは、弁護士さんの方、お願いいたします。

弁護士

証人尋問とか被告人質問については、声が小さいときがあるというのは、つい夢中になってしまうと、声の大きさというところに意識がいなくなってしまうこともあるので、気をつけていきたいと思います。どうしても、しゃべっている証人の方ですとか、被告人との呼吸もありますので、その空気によって声の大きさも大きくなったり小さくなったりとありますので、ちょっとそれは工夫を重ねていきたいと思っております。

司会者

ありがとうございました。それでは、進めてまいります。いよいよ証拠調べが終わりまして被告人質問とかですね、大体最後は被告人質問が多いかと思えますけれども、被告人質問等が終わりまして、証拠調べが終わって、最後に証拠調べを踏まえた上で検察官と弁護人が論告と弁論ということで、それぞれフィナルスピーチといいますか、最終的にこの事件はこうこうこうであってこういう刑が妥当であるという、そんなような御主張をされる場、これが論告と弁論であります。いわば最後の見せ場というふうに言ってもいいのかもしれませんが、当事者からすれば一番最後のひのき舞台ということが言えるかもしれませんが、この論告、弁論につきまして、また、皆様方も率直な御感想を、あるいは御意見あるいは改善点、そういうところをまたお伺いできればと思っておりますが、皆様方、いかがでしょうか。論告と弁論ですけれども、何か御意見ある方、いらっしゃいますか。いかがでしょうか。2番の方の事件につきましては「殊更」というのがなかなか難しいという、そんなような先ほどからお話ございますけれども、これにつきまして、それぞれ検察官、弁護士さんいろいろ工夫をされてスピーチをされたと思うのですが、この点について何か気になった点とかございますでしょうか。

2番

ちょっと証拠調べについてのときに発言すればよかったのかもしれませんが、これは法廷の中での証拠調べのお話なのでしょうか。

司会者

そうですね。

2番

いろいろ証拠調べみたいなのがありますよね。何回もドライバー記録みたいなのが出てきますし、写真も出てきますが、非常に証拠的にはしっかりしているのですね。あとは、だから危険運転致死罪という法律ができた経緯というのは、たしか福岡の事件だったと思うのですが、非常に悲惨な事件があつて、私も許せないというふうに思っていた部分があつて、そういうのができていたときと、その証拠もはっきりしていて、ただ、あと「殊更」というのは、どこまで「殊更」というふうになるのかというのが非常にそれぞれの考え方があつて、一方では「安全運転義務違反」ということを弁護士さんが言っているし、それを検事さんのほうは「危険運転致死罪」に当たるのだということを言っていて、どこまでその言葉をどういうふうに理解していくのかというところで何か難しい裁判だったと私自身は思っているのですけれども。

司会者

ありがとうございます。あと、皆様方は論告と弁論につきまして、御感想というか、あるいは改善点、そういうものがありましたらと思っておりますけれども、3番さん4番さんがされた事件は、まさしく先ほどもちょっと話が出ておりますが、心神耗弱という非常に専門的なことが争点になっているところでございますが、そののところ、検察官あるいは弁護士さん皆様方のアピールと申しますか、ちゃんと皆様方の心にしみ渡るような、そのような論告、弁論、理解できたかどうか、何か御感想はございますでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

3番

論告、弁論というのは、これどう考えても最終的に検察官と弁護士の両方の論

告と弁論を聞いて我々が大半ですね、あれで判断をするわけですよ。ものすごく貴重な論告、求刑だったのですけれども、先ほど言うように、本当にいまいち弁護士さんのほうがわからなかったのですね、そのときも。だから余計、この人はやはり有罪にしないではいけないのだなというような検察官のうまいというのか、きれいな言葉でやってくれたというのは、わかりやすかったです。

司会者

弁護士さんのほうのあれは、やはり声が小さいところに問題があったのか、あるいはそもそも内容自体がわかりにくかったのか。

3番

そうですね。内容もだから全て、情状酌量をしてくれと、要するに求刑は3年で、猶予をつけてくれというのが弁護士さんのほうですね。検察側は懲役4年。だから、そんな差がないと言うとおかしいですけれども、これもものすごくてきぱきとやってもらえると、我々素人はなるほどなと思うところがあってカウントしてしまうと思います。

司会者

どうもありがとうございます。保護責任者遺棄致死の事件につきましては、遺棄というところが大変、し烈な争いになっていたというふうに思っておりますけれども、この点については、検察官と弁護士さんの最終的な意見、何か御意見、気になったこととかございますか。いかがですか。では、5番さんでお願いいたします。

5番

検察官側の論告、これについては余り問題なかったのかなというのもあるのですけれども、内容的に遺棄していたかどうかというその内容が、日々の食事の話だったりとか、何か余り、やはりそこまで聞いても結局どうなんだというところだったような記憶はあるのですけれども。

司会者

それは、弁護士さんのほうの弁論というところですか。

5番

両方で、食事をちゃんと与えていたからどうだったかとか、何を作ったとか何回作りましたとかという、そこまで必要なのかなと思うところもあったのですが、結果は何となくまとまったのかなというところですかね。あとはやはり、先ほどの証拠調べについても言えばよかったのですけれども、弁護側の先生のちょっと不手際というか、モニターに出すときに、自分の持っているファイルとかをそのまま、表示させたままぺらぺらめくってしまったりとかそういうのもあったのかなと、もうちょっと気を遣ってやったほうがよかったのではないかなというところもありました。

司会者

ありがとうございます。論告と弁論は、ちょっとお互い細かいところにとらわれすぎたかなというような、そんなような御感想もあるということでしょうか。ありがとうございます。1番さんの事件につきまして、これは基本的に事実関係の争いがないというところなのですが、動機のところがやはり気になっていたというお話もございますけれども、何かそういう点も含めて、論告と弁論について気になったことはございますでしょうか。

1番

特段、ありませんでしたというか、記憶がちょっとずれてしまっている部分もありますので、問題なかったというように感じますが。

司会者

両方とも、それなりにわかりやすいといえますか、そういう御感想ということだったのですかね。

1番

はい。

司会者

ありがとうございます。では、論告と弁論につきましてですが、では、また法律家のほうからコメントをいただこうと思いますが、では、まず検事さんのほうから何かコメント等ございますでしょうか。

検察官

お聞きしていますと、2番の方が「殊更」の判断が難しいということをおっしゃっていらっしゃって、その際に検察側がどのような主張を組み立てたのかが私にはわからないのですが、検察側としては、難解な法律概念についてもわかりやすく御判断できるように、公判前整理手続でも裁判官や弁護人の方と議論させていただいているところではございまして、今後とも、この難しい法律概念の判断をしていかなければならないような事件については、さらにわかりやすいものになるよう努力していかなければいけないなという感想を持ちました。

司会者

ありがとうございます。では、弁護士さん、コメントありましたらお願いいたします。

弁護士

論告、弁論は、やはり裁判の終盤で最後に意見を述べることなので、やはりわかりやすさというのはとても工夫を重ね続けていかなければいけないものだなというふうには痛感しております。あとは、その内容のわかりやすさとかという点は、その事案との関係もありますので何とも言えない部分もあるのですが、これについても表現の仕方ですとか、それから指摘した事実の意味合いを明らかにするとか、そういった工夫もこれから重ねていきたいと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、進めてまいります。そういう形で論告と弁論が終わりまして、これで裁判の審理は終わるということで、引き続き、評議ということですね。まさしく、今度は裁判官それから裁判員の皆様方が、まさしく議論していくという、そういう場ということになります。この場合において、も

し我々裁判官の評議の進め方に不手際がありまして、皆様方が、裁判員の方が意見を余り十分に言えないとか、そんなようなことになってきますと、これは裁判員法の趣旨からするとやはり問題が出てくるということで、そういうところはしっかりと我々反省して、そこのところはまたスキルを磨かなければいけないところでございますが、評議の進め方につきまして、皆様方、これはよかったとか、あるいはこういうところはもう少し改善してほしいとか、そんなようなところがございましたら、御意見のほうをおっしゃっていただければと思っておりますが、自分の意見が十分言えたかどうかというところですね。あるいは、もう少しこのところを配慮してくれればもっと言えたとか、そんなようなところがございましたら、ぜひともお聞かせいただければと思っております。評議についての進め方、何か御感想、御意見ございましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。では、3番さん、お願いします。

3番

評議の進め方は、過去の判例を見せていただいたり、いろいろプロの今までの経験の話も聞いたりして、わかりやすく裁判官の方々は私たちを導いてくれたので、私たち8人は大変やりやすかったと思っております。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。ほかの皆様方は、いかがでしょうか。では、どうぞ2番さん、お願いいたします。

2番

裁判員の中にも、ちょっと技術系の方がいらっしゃって、たしか技術にかかわっている人とか車に詳しい方もいらっしゃいましたね。そういう人たちがやはり、摩擦係数が多くないとか、その数字がどうなっているとか、そういったことの議論ができて、多分裁判官の方というのは、そういう技術的なところというのはなかなか入れない部分があって、どう解釈するかという。要は数値が出てきて式

が出てくるわけですが、それをどう解釈したらいいかというのはなかなか難しい部分があるのですが、そういう方もいらっしやって、何かいいと言ったら変ですが、結果的にはいろいろな意見交換ができてよかったのではないかなというふうに思っているのです。そういう、全く裁判なんか関係ないけれども技術系の方がこう入って、それはこういうふうに考えるべきだとか、こういう現象だよとかと説明とか議論があつて、そういうのがだんだん、いろいろな意見が出てきて、何かこれはやはりとめられなかったのではないかと、やはりこういうふうに考えるべきだというところの議論が、私は非常に審理の進め方と申しますか、それは非常によかったのではないかと思うのです。あとは、ちょっとたまたま高山裁判長が一つ一つ区切って、例えば本当に無視したかどうかとか、あるいはこういう「殊更」という言葉はちょっとあるのですが、幾つかの段階を切りながら、ここまでどうですか、ここまでどうですかと何回か区切り区切りにしながら、審理というのを進めさせてもらうということでは、非常によかったのではないかと思っています。あと、もう一つ加えると、裁判長だけではないですね、裁判官の方が書いた最終文章を、やはり意見が出て多少修正したことがあるのです。それも非常に、私としては結果としてよかったなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございました。ほかの皆様方、どうでしょうか。1番さんの事件につきましても、量刑のみが争点ということですが、評議におきまして何か気になった点とか、よかった点、何かありましたら御発言をお願いしたいと思っておりますけれども。

1番

全体的な感想でもちょっと申し上げましたけれども、裁判員1、裁判員2という番号ではなくて、その評議に当たって、皆さんニックネームをつけたりとか名字だけを公表したりとか、そういった形でさせていただいたので、全く忌憚のな

く、負担が少なく意見が言えたような気がします。あと、年齢構成とか、女性も男性もうまくバランスがとれていて、若い人から年配の方までよくバランスがとれていて、これはすごいなと思いました。くじ引きなのかなと、何となくうまくバランスがとれていて、すごいなと思いました。

司会者

年齢構成というのは、これ全くの偶然だと思いますので。それから、5番さん6番さん7番さんの事件は保護責任者遺棄致死ということで、遺棄に当たるかどうかというところももちろん大変な問題だったわけですが、結論的には有罪判決ということになったわけですから、では、この被告人をどういう刑にするかということが大変難しい判断を迫られたのではないかと思っておりますが、何かこの点も含めまして、評議につきまして御感想あるいは改善点あるいはよかった点、何かありましたら御発言のほうをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

6番

私、全体的な感想のところでは先ほど述べたのですが、本当に評議の最終日に、本当にこの経験をしてよかったと判断をしたのです。その詳細としては、やはり本当にプロであられる裁判長はじめ裁判官の方たちが、いろいろな経験、事例を持ってきている中で、私たちに症例というか、見せてくれたのですが、私にとっては、本当にそんな比べようがないといいますか、この事件を本当に真剣に向き合っていて、見せていただいたこの刑はこうでという、本当に目安がないと全く私たちは素人なのでわからないことなので、目安とかいろいろ教えてくださいましたのはよかったのですが、ただ、その段階だけでは本当に納得がいかないといいますか、私も子供がいるので、被害者が子供ということだけでもやはり冷静にいられないというような状況の中で、私たちの担当して下さった裁判長さん、裁判官の方たちが本当にそこを丁寧に、本当に区切り区切りで説明して、反復でいろいろと話を聞いてくださってというところがすごく、今日ここに

いるということになったのかなというふうに思っています。本当に難しい話で、量刑を決めるときには、本当にやらなければよかったなんていう人も中にはいたりとか、自分も含めてなのですけれども、でも、自分の意見がそこで最終的に言おうかどうかなのか、やはり経験している人たちの意見が当然という話はもちろんそうなのですけれども、でも、私たち市民の気持ちも聞きたいとおっしゃってくれた、歩み寄るといふか、みんなでの裁判なんだということも本当に出ていただいたりとかして、そこをすごく丁寧にしてくださったという、その環境づくりというのはとてもよかったなと思います。

司会者

どうもありがとうございます。今、ちょっと量刑のデータの話もございましたが、量刑のデータ、皆様方も当然ごらんになっているかと思えます。これは検察官も弁護士さんも、担当をする方については公開をしているものなのですが、量刑データの、今ちょっと目安というお話もございましたけれども、やはり目安としての場合、あったほうがいいですか。これがないと困るということはございますか。

6番

もちろん、本当に全然わからないので、それを見せていただかないと全くもって私みたいに、本当に何か悪いじゃないなんて、ただ、そここのところからちょっと切りかわったこととしては、やはり裁判官の方たちの、私も罪を憎んでしまっているというところがあったので、この裁判の中で、今までのところでちょっと感想を言えばよかったのであれなのですが、検察官の方たちのその歯切れのよさ、先ほど出たのですけれども、声の大きさとかまとまり方というのに対して、私の裁判は、やはりちょっと弁護側のほうがトーンダウンしていたのかなと、あとは聞かれたこととかちょっと争点が合っていないのかなと、素人の私たちでも思うようなことがあったので、そここのところで被告人がちょっとマイナスといふか、子供に対する愛情が本当にあったのと、本当に悪い被告人という感じで思ってし

まって、ただ先入観を持ってはいけないので、そこのところは時間をかけて見てきたのですけれども、やはり先ほど裁判長さんから、被告人もちゃんと反省をされていて、この量刑をしっかりと受けるということを言っているのですよなんていうことをちょっと聞かせていただいたので、本当に真剣に考えてよかったなと思ったところなのです。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、この段階で裁判官のほうから評議の進め方等についてのコメントのほう、あるいは御質問のほうをいただこうと思っています。では、裁判官いかがでしょうか。

裁判官

難しい言葉に当てはまるかどうかということですね、心神耗弱あるいは殊更、それから遺棄というのもありましたが、その点は我々も検察官から発言があったように、いろいろ悩んでいるところでもあります。結局、我々いろいろな事例を、その事件をやる前に勉強しておいて、例え話を出したり、似たような例、ちょっと違う例、そういうようなものをいろいろ出しながら、これだったらどうでしょう、あれだったらどうでしょうみたいなことも議論の材料として提供して、考えていただくというふうに工夫していきたいなと思っております。それからもう一つは、皆さんと議論して、裁判官が皆さんの意見も取り入れて云々というところがあるのですが、我々にとっては、法律というものが理想とする価値というものがあまして、それを踏まえた上で自分たちの意見を作って皆さんにお伝えするということなのですが、それが果たしてそのとき集まってくくださった6人の方に通用するかどうかというのが、いつも試されているというふうに思って評議に臨んでおります。それが通用しないと思ったときに、皆さんと意見を合わせるのか合わせないのか、そういうところもその場その場で常に厳しい判断を迫られるということでもあります。通用しないとわかったとき、その事件はではそれではないにしても、その原因はどこにあるのかというのを、ある事件が終わった後、

また常に反省しなければいけないと思って評議に臨んでおります。そうしたことを繰り返して、果たしてどこまで裁判官として、あるいは人間として成長できたかというのは自信はありませんけれども、繰り返していくことによって我々も皆さんと評議がしっかりできるように成長していくのだらうなと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。では、ちょっと時間のほうが来ておりますので、少し休憩のほうをとらせていただきまして、休憩が終わりましたらマスコミの、報道機関の方からの御質問等の時間という形にさせていただこうと思っております。では、4時35分から始めたいと思いますので、ちょっと9分間ぐらいお休みのほうをとらせていただきます。どうぞ皆様方、お休みください。また、よろしくお願ひします。

司会者

皆様方、お待たせいたしました。それでは、時間のほうがまいりましたので、意見交換会を再開させていただきます。それでは、今から一応5時まで、今回御参加いただきましたマスコミの方から、裁判員経験者に対する御質問の時間ということになりますので、では、どうぞ記者さんのほうから御質問のほう、お願ひします。

共同通信

裁判員経験者の方に、ちょっと意見交換の際にお話をいただいたことと重複するかもしれませんが、3点質問させていただきます。1点目が、裁判員を経験してみた率直な感想を皆さんにお伺ひしたいので、お願ひします。

司会者

裁判員を経験した率直な感想ということで、最初のほうでもお話があったと思ひますけれども、意見交換会の終わりが近づいておりますが、また思ひつかれたこと、どんなことでも結構でございますから、感想のほうをお聞かせいただければと思ひております。いかがでしょうか。これも皆さん全員のほうの御質問とい

うことでよろしいですか。では、1番さんから順番にお願いできますでしょうか。

1番

裁判自体が非日常的なものだと思うので、普通の職場に戻って通常の日常というか普通の生活がすごくありがたいものだなというのを非常に感じました。

2番

私は、冒頭で申しましたように、裁判官とかそういう方とおつき合いすることは一生の中で一度もなかったものですから、こういう場ですれ違くと、ほんのちよつとでもすれ違うということは非常にいい経験になったなということで、人を裁く裁判官とか、そういった中でもやはり法律の言葉をどう適用していくかという組み立てとか、そういった順番とかそういう組み立て方とか、そういったことがわかったという意味では、全く知らない世界を知る機会、たった1件ですけれども、それを知る機会ができたということを非常に私はよかったなと思っています。

3番

この裁判員に参加させていただいて本当によかったと思うことは、今まで無頓着だった新聞の記事、裁判の記事など、あ、あれはこういうのだと、必ず目を通すようになったということも大変よかったと思っています。ありがとうございました。

4番

もう一言で、本当にためになりました、勉強になりました、もう二度とできないでしょうから、ためになりました。

5番

非常にいい経験をさせていただきました。いろいろ、一番最初にも言ったように、ものの見方というもの、方向性、そういうのがいろいろな見方からできるんだなということを勉強させていただきました。非常にためになりました。ありがとうございます。

6番

私も、とてもいい経験をさせていただきました。それと、自分では子育てのあり方というのをもう一度再確認できた、とてもいい経験をさせていただきました。ありがとうございます。

7番

私も、とても貴重なよい経験をさせていただいたと思います。ただ、残念なのは、もう少し早くに経験させていただけたらよかったなというのが実感です。新聞に対しても、自分の好きなどころとか大きな見出ししか見なかったのが、やはりそういうところと裁判員のところの記事を最近、欠かさず読むようになったという変化があらわれたこともよかったと思いますし、今後の人生にとってとても貴重な経験をさせていただきました。本当にありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、記者さんのほう、いかがでしょうか。

共同通信

ありがとうございました。2点目の質問が、今回の裁判員を経験したことが、その後の生活に影響したかということなのですが、これもちょっと1点目の質問で皆さんお話しいただいた点でもあるかと思いますので、こういうことをお話ししたいという方がいらっしゃれば結構ですので、まだちょっとこの辺が言い足りなかったということがあればおっしゃっていただければと思います。

司会者

裁判員の経験をされたことがその後の生活に影響を与えたというところで、ここが変わったとか、何かおっしゃりたいというような御発言ございましたら、ぜひともよろしくお願いたします。いかがでしょうか。先ほどおっしゃったことに加えて。特に、大体皆さん方、先ほどおっしゃったとおりということになりますか。

共同通信

では、最後の質問なのですが、今回、裁判員制度に対する意見や改善すべき点があれば、ちょっとおっしゃっていただきたいので、よろしくお願いします。

司会者

裁判員制度に対する意見あるいは改善点ですね。かなり全体的な話になってくるかと思いますが、こちらのほうは裁判員制度ということで、今回は実際の裁判の審理ですね、最初に冒頭陳述から評議まで、そののところにクローズアップして皆さん方の御意見をお伺いいたしますけれども、裁判員裁判ということですから、皆さん方に裁判所にまずお越しになっていただきまして、それからいろいろな手続をして、最終的には基本的にくじ引きで皆様方を選ぶ、そういう選任手続というものがございしますが、そういう点も含めまして、裁判員制度全体に対する御意見、感想、改善点そういった点がございましたら、ぜひとも御意見を伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

1 番

制度自体はものすごくいいことだと思います。我々素人の一般の感覚というか、そういうのを取り入れていただきながら最終的には判断をしていただけるということで、いい制度だとは思いますが。私の担当した、日数的な問題ですけれども、3日間だったので、それぐらいでしたら非常に一般の人も参加しやすいと思うのですが、お話を聞くと17日間と結構長い方もいらっしゃるので、そういう方については、あらかじめこれくらいかかるというのを事前に知らされたのでしょうか。そういう負担も大変だなとは感じました。これをどうしろというわけではないのですが、担当する事件によっても随分負担の度合いが違うなという気がします。

2 番

裁判員をどういうふうを選ぶかというのは、たしか何か全く任意で選ばれていると思っておるのですけれども、たまたま私が参加した裁判員のときの6名の中

に、先ほどちょっとお話をした技術に詳しい方がいらっしやったり、車に詳しい方がいらっしやったり、私はどちらかというと自然科学の地質とかそういう世界だからその辺は余り知らないのですが、そういう人たちが、そういう車の走り方とかブレーキの踏み方とか認識の仕方とか、そういうこともいろいろな話をしてくれるのですね。そういう意味では、分野の違ういろいろな話が聞けているし、むしろ裁判官の人たちも、例えばそういうところというのはいちいち全部1から勉強しなくてはいけないということではなくて、経験者とか毎日ドライバーをしている人たちがそういうことを、いろいろな話をしてくれるから非常にいいのではないかな、こういう制度というのは非常にいいのではないかなと思っていますし、先ほどもちょっと言いましたように、最後の判決文の1つの言葉の最後、たしか裁判長が最後修正したと思うのですが、そういったものの一方、裁判員の意見も含めて、裁判は全体として非常にいい、立派なと言ったら変ですが、私が参加しているから立派なのではないのですけれども、この制度のことは、何か非常によかったなというふうな感じを覚えていますね。

3番

選任手続、最終的に20、30名ぐらいでしたか、私たちの場合は。要するに、ランクみたいにアンケートをとって分けて、そしてそのまま裁判官の前に行っていろいろ話をして、その後抽選会があったと思うのです。そうすると、ランクみたいに分けたのは、恐らくABCに分けたとしたら、これはやってみたい、嫌だ、俺は全く嫌だというようなのを恐らく三つに分けたと、私はそう理解しております。その中から恐らく積極的にやってみたいという方を選んできたのではないのかな、これは私なりの解釈なのですけれども、これ、もしそうだとしたら、ものすごくいいことだと思うのですね。最終的に、何千人の中から、何百人の中から最終的に何十人か最後呼ばれる、その何十人呼ばれた中でも、何が何でも嫌なんだよという人、世の中にいると思うのですね。国民の義務だとはいっても。でも、中には積極的にやってみたい方もいる、でもその方をもし裁判所で選んでい

るとしたら大変いいことなので、これから裁判員になられる方も、恐らく裁判所というものは、そういう配慮をみんなで考えて、職員一同、一丸となってやっているということを何かメッセージとして送りたいです。

裁判官

ABCに分けたという話しは、番号で分けまして、1番から10番の方、11番から20番の方というような格好で分けて、それはちょうど10人くらいずつ部屋に入っていて、そこでまとまって入ってくださる方は大体、当たっても大丈夫ですという方たちばかりです。

3番

そうですね。そういうふうに理解していました。

裁判官

ところどころ抜けている方がいて、その方たちは、ちょっと都合が悪いので事情を聞いてほしいというような方たちを一人一人お聞きしているということですね。

3番

何しろ、これを経験すれば人間が一回り大きくなると、一生懸命、なった方はやってもらいたいと思います。

4番

裁判員制度で、この目的というのか、いわゆる法律の専門家がこうやって今まで従来はやっていただけですよ。裁判員制度になる前は。そこに、市民の目線を入れるとどういふふうになるのだろうかということになったのかなと、こういう制度ができたのかなとは思いますが、いわゆる法律の専門家がそれをいろいろ考えて今まで従来はこうやってきて、判決を下してということをやっていたけれども、これを法律の知らない人が見たときに、我々この裁判員、直接関係ないときに、いろいろ事件がありますよね。そういうのを見て、何でこれがこうなのという疑問があるじゃないですか。何でこの判決がこんな程度なのとか。そ

ういう部分で、多分経験していらっしゃるかと思うのですが、そういうことはやはり不自然だろうということもやはりあるのかなということで、やはり市民の目線をちょっと入れた場合には、どういう結果になってくるのだろうかということで、こういう制度が始まったのかなと私なんかは理解しているのですが、そういう中で最近ちょっと聞くのですが、裁判員がやった裁判は量刑が重いというのをちらっと聞いたりしているのだけれども、また、最近では東京高裁なんかでも裁判員がやったのを差し戻したとか、そういうのが出てきているのだけれども、それってどうなのかな、この趣旨と反するのかなとか、そういうのがちょっと思う部分が若干あります。せつかくそういう目線を入れて出てきた判決に対して、もちろん普通の裁判だってそれはいろいろありますよね。上告してまた差し戻したとか、判決がひっくり返ったり、いろいろあるわけですが、それは当然裁判員が携わったものなので、そういうのがあってももちろんいいわけだけれども、それにしても、そういう裁判員の量刑がちょっと重いのだよなというのを最近何かでいろいろ聞いているのですが、それはむしろいいことなのかなと。市民の目線で見えた場合、そういうふうになってきているのだということで、それはいいのかなというふうに感じているところでございます。

5番

裁判員を経験して、よかったかなとは思いますが、やはり選ぶポイント、実際このときくじ引きだったのかなというところも何となく疑問はあるのですが、自分はやはり経験させてもらって、仕事の関係上でも、会社のほうも国民の義務だとはいえど、よく休ませてくれたなという、環境的にも恵まれた中で、この経験をさせていただいたことにすごく感謝をしています。もし、また次の機会とか、もし選ばれたとしても、自分は拒否をすとかそういうのではなく、むしろ逆にちょっと進んで参加させていただいたら幸いかなという考えになりました。

司会者

本当にすばらしい方ばかり裁判員、補充裁判員に来られたので、本当にくじ引

きかなと思われるのもわからなくはないのですが、本当にこれくじ引きなのです。では、6番さん、お願いいたします。

6番

私は、本当に子供から背中を押されて、国民の義務なんだからしっかり果たしてくるよというのを言われて、ちょうど裁判員制度を子供たちは学校で勉強しているところなので、非常に裁判長さんからも子供たちにお話してくださいなんて言っていたので、家族の中でもそういったいろいろな話をして、本当にここに参加できたことというのは、とてもよかったですし、また、私の周りの人たちがそういう経験をできるのであれば、私から私を取り巻く周りの何人かの市民の方たちが、こういう制度に真剣に向き合うので、それはどんどん続けていってほしいなと思います。

7番

私たち一般市民が、何の枠にもとらわれないで純粹に参加できるということには有意義な裁判員制度だと思っています。多分そういうことから、きちんとそれに対して対処をしていただける方たちがいてくださって、ちょうど調和のとれた裁判員制度なのかなというふうに思います。本当に貴重な経験でとてもありがたかったです。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。では、記者さん、いかがですか。よろしいですか。

共同通信

ありがとうございます。質問は以上です。

司会者

それでは、皆様方、本日、大変長時間にわたりまして、活発な御発言、どうもありがとうございました。時間のほうがちょうどまいりましたので、これで「裁判員の意見交換会」閉会ということにしたいと思っております。皆様方、今回、

裁判員という大変貴重な御経験から、今回、大変参考になる、非常に我々にとって糧になる意見をおっしゃっていただいたと思っております。今後、我々法律家一同、やはり裁判員裁判、法律に基づいて裁判をしなければいけないので、我々法律家といたしまして、しかしながら、国民の主権者である皆様方の意見も十分反映させていただきまして、皆様方と一緒に、これからもよりよい裁判員裁判をしていこうというふうに思っております。今回の皆様方の御意見、これからも十分、我々のほうで参考にさせていただきまして、また十分検討して、よりよい裁判員裁判をしていく決意でおります。本当に、本日はどうもありがとうございました。心より感謝いたします。どうもありがとうございました。

以 上